

会計年度任用職員を募集します

(福祉推進部 障がい福祉課)

職 種	障害者相談支援担当員	
募集人員	若干名	
業務内容	①基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施。地域の相談支援体制の強化の取組。地域自立支援協議会の運営等による地域づくり。 ②障害者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行う。 上記①または②のいずれかの業務。	
応募資格	①主任相談支援専門員または相談支援専門員である社会福祉士、保健師、もしくは精神保健福祉士等であって障害福祉に関する相談支援の実務経験を有する者。※相談支援従事者養成研修を修了した者であることが望ましい。 ②社会福祉士または精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事任用資格もしくは福祉、保健、医療、行政(障害福祉関係関連)経験、その他障がい者に対する相談支援、介護等の実務経験を有する者。	
任用期間	令和7年8月1日から令和8年3月31日まで(1箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週5日(月曜日から金曜日)(土日祝日休み)	
勤務時間	9:00～17:00(1日/7時間00分 週35時間勤務)	
勤務場所	宜野湾市役所(障がい福祉課)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年6日)、子の看護休暇(最大年5日)、夏季休暇(最大3日)、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	1,709円 ～ 1,742円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末手当 勤勉手当	年4.6月分(6月と12月に支給) ※任用期間等により対象とならない場合があります。 ※本市での経験期間及び任用期間により支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給

※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。	
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・学生でないこと ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの ※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。
労災保険	あり
必要書類	宜野湾市会計年度任用職員申込書(※様式あり)。一般の履歴書でも可。 応募資格に関する資格証の写し。
応募方法	上記必要書類を下記問合せ先へ直接持参または郵送にて提出して下さい。
問合せ先	宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課 〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1 098-893-4427(内線 3531) 担当:富・石川